



養父市社協だより

市民と社協をむすぶ

第96号

6月 2012

WELFARE INFORMATION

■編集発行／社会福祉法人養父市社会福祉協議会 〒667-0022 養父市八鹿町下網場320（地域交流センター「福祉の杜」）
平成24年6月15日発行 ■電話 (079) 662-0160 ■FAX (079) 662-0161 ■E-Mail yabu-shakyo@fureai-net.tv
■ホームページ <http://www.yabu-shakyo.jp/>

▶たくさんのゴミを拾い満足そうな園児（＝6月1日、大屋幼稚センター）



▲男性民生委員・児童委員による草刈り

▲笑顔いっぱいの園児

▲作業所の利用者もゴミ拾い

私たちの郷土であるこの兵庫県が善意にみちあふれることを願い、昭和39年に6月1日を「善意の日」とし、県と県社会福祉協議会が共同主唱者となつて推進しています。

「善意の日」

そのほか、市役所周辺では募金活動が行われ、市民からは、善意の日の寄附も寄せられました。

また、民生委員・児童委員18人は琴弾の丘とおおや作業所で除草などの活動を利用者と一緒に行いました。

児童センター園児24人が「きれいな道になあれ。きれいな川になあれ」と言いながら、農道や河川のゴミ拾いをしました。

大屋地域では、大屋幼稚センター園児24人が「きれいな道になあれ。きれいな川になあれ」と

善意の日の6月1日、養父市内各地で改善活動が行われました。

やさしい心を大切に
**『ひろがれ
助け合いの輪』**

平成23年度 事業報告・決算報告



▲福祉委員会で福祉防災マップの見直しをする新町区福祉連絡会(=平成24年6月30日、JAたじま総合農業センター)

養父市社会福祉協議会では、5月25日、第24回評議員会を開催し、平成23年度事業報告及び決算報告が承認されました。

介護保険事業が減益となり経営状況が厳しい中、市民をはじめ行政、関係機関等との連携を図り「ささえあう心で笑顔あふれる福祉のまちづくり」を推進しました。

今号では、昨年度の事業や決算から一部抜粋してお知らせします。(事業報告書と決算書は各支部でご覧いただけます。)

3月11日に発生した東日本大震災、9月に紀伊半島を襲った台風12号など平成23年は災害の多い年でした。

被災地へ5回にわたり職員を派遣するとともに、宮城県へ3回、和歌山県に2回、災害救援ボランティアの派遣を行いました。

△被災地支援活動に多くのボランティアを派遣

また、救援物資や応援メッセージ、義援金の募集など、ボランティアや関係機関と連携をとり行いました。

▽介護保険事業が減益

介護保険事業は通所介護事業と訪問介護事業の利用者が激減したため、前年度比で約1800万円の減収となりました。

兵庫県、養父市からの補助金削減や善意銀行預託金、共同募金配分金の減少などもあり、厳しい財政状況が続く中での介護保険事業の減益は、社協事業に大きな影響を与えています。

▽助成金を受け車両を購入

自主財源が減少する中、日本財團から訪問活動車両と福祉車両の2台、アンダーサーリー株式会社から福祉車両1台、神戸ヤクルト販売株式会社から介護予防活動車両1台

▽全行政区に福祉委員の設置を目指す

養父市全行政区に「福祉委員」の設置と「福祉連絡会」の組織化を目指しました。福

祉委員設置区は平成22年度から26区増え、市内163行政区中、140区となりました。

「うつについて正しく理解しよう」をテーマに研修会を開催。「福祉防災マップ」がで

きていない行政区は「福祉防災マップ」を作成するなど、行政区の状況に心じて行いました。

台風12号の襲来時に避難勧告が発令された地域では、「福祉防災マップ」を基に避難状況が確認されました。



▶歩道の泥よけやがれきの撤去をするボランティア(=平成23年5月21日、宮城県石巻市)

▽ 権利擁護の取り組みを強化

高齢者や障害者等で判断能力に不安のある方へ、福祉サービスを適切に利用できるよう支援するとともに、日常的金銭管理を行う福祉サービス利用援助事業を行うなかで、複合的な課題を抱える世帯への対応が増え、時間と労力・専門性が求められていま

す。

そのようなニーズにも支援ができるよう精神保健福祉士等の資格取得や資質向上のため研修に努めました。

▽ 地域福祉コーディネーター設置事業

3年間を通して地域の福祉課題解決のため、住民主体の活動と専門職をつなぐ「コードイネート機能の強化を図る、地域福祉コーディネーター設置事業の最終年度でした。小地域福祉活動支援では、福祉委員と社協をむすぶ情報紙「ねつとわーく」の発行、福祉委員活動を紹介する「福祉委員のてびき」の作成、

「福祉防災マップ」の整理に力をいました。

また、不登校生と家族の会「一歩」の組織化と活動支援に成果を上げました。

▽ 地域ふれあいの家の開所
介護予防事業（八鹿）



▲みんなで過ごす楽しいひととき（＝平成24年3月27日）

平成23年度決算報告

（自）平成23年4月1日（至）平成24年3月31日

[単位：円]

勘定科目		決算額
事業活動収支の部	会費収入	11,859,600
	寄附金収入	9,936,443
	経常経費補助金収入	13,307,000
	助成金収入	4,720,000
	受託金収入	66,896,997
	事業収入	12,660,384
	共同募金配分金収入	10,282,266
	介護保険収入	364,205,552
	自立支援費等収入	7,335,136
	補助事業等収入	37,700
事業活動支出の部	雑収入	9,186,582
	引当金戻入	5,892,400
	国庫補助金等特別積立金取崩額	30,208
	事業活動収入計①	516,350,268
	人件費支出	338,912,464
	事務費支出	34,477,637
	事業費支出	103,756,721
	共同募金配分金事業費	190,017
	分担金支出	336,000
	助成金支出	5,902,000
事業活動収支差額の部	負担金支出	250,561
	減価償却費	3,764,356
	引当金繰入	22,746,308
	事業活動支出計②	510,336,064
	事業活動収支差額③=①-②	6,014,204
	受取利息配当金収入	404,915
	会計単位間繰入金収入	3,383,231
	経理区分間繰入金収入	49,392,991
	事業活動外収入計④	53,181,137
	会計単位間繰入金支出	3,383,231
事業活動外支出の部	経理区分間繰入金支出	49,392,991
	雑損失	2,829,577
	事業活動外支出計⑤	55,605,799
	事業活動外収支差額⑥=④-⑤	△ 2,424,662
	経常収支差額⑦=③+⑥	3,589,542
	施設整備等寄附金収入	1,759,435
	その他の特別収入	586,324
	特別収入計⑧	2,345,759
	固定資産売却損及び処分損	108,609
	国庫補助金等特別積立金積立額	1,450,000
特別収支の部	特別支出計⑨	1,558,609
	特別収支差額⑩=⑧-⑨	787,150
	当期活動収支差額⑪=⑦+⑩	4,376,692
	前期末繰越活動収支差額⑫	233,671,493
	当期末繰越活動収支差額⑬=⑪+⑫	238,048,185
	基本金取崩額⑭	0
	基本金組入額⑮	0
	その他の積立金取崩額⑯	0
	その他の積立金積立額⑰	28,013
	次期繰越活動収支差額⑱=⑬+⑭+⑮+⑯-⑰	238,020,172

つながりあって暮らしていきたい

見守りや声かけが活動の基本



▲筏区の活動スローガン「つなげよう 笑顔で声かけ 心の和」

◆活動のきっかけは
徐々に区が変化し、生活も変化していくなかで、平成5年に福祉委員（当時は福祉推進委員）が設置され、見守りや声かけ

昔は、小学校や診療所、雑貨屋、自転車屋、電気屋、旅館などがあり、産婆さんやお医者さんもいて『ゆりかごから墓場まで』と言えるほど行き届き、人の行き来も多くなっていました。それらが全てなくなり、人も減ってきて、高齢者の多い区になりました。

昔は、小学校や診療所、雑貨屋、自転車屋、電気屋、旅館などがあり、産婆さんやお医者さんもいて『ゆりかごから墓場まで』と言えるほど行き届き、人の行き来も多くなっていました。それらが全てなくなり、人も減ってきて、高齢者の多い区になりました。

◆見守り活動のしくみは
8つの隣保団とに担当を決めて、普段の暮らしのなかではようのあいさつを交わしたり、配り物となるべく顔を見て手渡しするようにしたりしています。

今年は、見守り活動を中心とし、交流事業を3回程度計画しています。クリスマス会は、子ども会と一緒にすると新しい取り組みも計画しています。今までに介護保険の勉強会や高齢者施設の見学などをしました。

◆連絡会で心がけていること
普段からの見守りや声かけの活動があります。情

「グラウンドゴルフをみんなでしたいわ」「この間のクリスマス会は楽しかったわ」などの声を聞いたり、気になことがあったりしたときは、連絡会での話し合いや、サロン事業など次の計画についています。



▲グラウンドゴルフのあと、桜下で弁当を食べました。（＝4月23日、西谷ふれあいの家）

小地域福祉レポート No.13 「大屋町筏区」

今回紹介する大屋町筏区は、78世帯、人口184人、高齢化率45%の区です。以前は保育所や小学校、診療所、駐在所をはじめ、「マーケット」、雑貨屋や散髪屋、自転車屋などいろいろな商店があり、ぎわっていました。現在は、それらもなくなり地域の様子は大きく変化して、高齢者だけの世帯が増えてきています。

区長、民生委員・児童委員、民生・児童協力委員、福祉委員から構成される福祉連絡会を「筏ふれあい福祉会」と名づけ、平成5年から区での見守り活動や交流事業に取り組んでいます。

福祉委員代表の大谷真澄さんをはじめ、区長の中尾亨さん、福祉連絡会のみなさんにお話を伺いました。

◆連絡会ではどんな話し合いをしていますか
年に6回程度開催し、年間計画を立てたり情報交換、事業の計画や役割分担などを相談したりしています。

が大切だと思つようになりました。
平成9年に、ふれあいを大切にしながら暮らしたいとう思いから「筏ふれあい福祉会」と名づけました。

報交換は毎回必ずしていま
す。連絡会のみんなで情報を
共有し、『気になる人をみん
なで気にする』ようにしてい
ます。出会ったときや交流事
業をするときなどにも生かさ
れています。



▶手摘みの新茶がふるまわれ、な
ごやかな雰囲気で福祉連絡会の話
し合いがすすみます(=5月30日、
西谷公民館)

メンバーに区長さんがいる
だけでなく、区評議員の一人
が福祉委員として位置づけら
れていることにより、区の行
政ともうまく協力し合えてい
ます。

また、会を重ねるごとに福
祉連絡会のメンバー同士の親
近感や信頼も強まっていま
す。高齢者のためだけにな
く、自分たちの暮らしやすさ
にもつながっていると感じま
す。

◆スローガンの言葉は

人と人がつながりあって暮
らしていきたい、笑顔でいら
れることや声かけをすること
が大切だという思いを込めま
した。「冬は寒いし体も不自
由があるけれど、これからも
篠におりたい」「声をかけて
もらつたらうれしい」と言う
人もあり、つながっていてい
との思いが強くなります。

◆どんな区にしたいと思って いますか。また、今後の目標 は

区のみなさんに毎日元気に
過ごしてもらいたい、互いに
声をかけやすい関係であります
と思います。

いろんな世代の人たちとも
関わり、私たちも、楽しみな
がら今後も活動を続けていき
たいと思います。

子育てサロン・放課後プレー・パークの案内

● 子育てサロンそよ風	● 子育てサロンすぐすぐ
・ 日 時 6月18日・25日(月) 7月2日・9日(月) 10・00~11・30	・ 日 時 7月10日(火) 10・00~11・30
・ 場 所 ふれあいきいき サロンそよ風	・ 場 所 三宅団地集会室

● 子育てサロン関宮
・ 日 時 6月25日(月) 10・00~11・30

● 子育てサロン高柳
・ 日 時 6月27日(水) 10・00~11・30

● 子育てサロン伊佐
・ 日 時 7月2日(月) 10・00~11・30

● 関宮放課後プレー・パーク
・ 日 時 7月13日・27日(金) 14・30~16・00

● 大屋放課後プレー・パーク
・ 日 時 7月2日・9日(月) 14・30~16・00



古切手等収集活動 ありがとうございます。

古切手・ベルマーク・書き損じ
ハガキ等の収集にご協力いただき
た皆さまをご紹介します。
(平成24年1月16日~5月15日)

▽西田和男▽八鹿老人福祉セン
タ▽田村加代子▽原田由子▽
宮元敬子▽田中清美▽梅田彩佳
▽井上裕美子▽嵐忠幸▽米田渡
▽養父土木事務所▽米田泰子▽
上垣昌子▽川見富貴美▽ホーム
センターふじ▽津崎博和▽藤
原須磨子▽橋本育代▽進元勝子
▽井上ことみ▽養父幼稚園▽山
本英樹▽秋山雅裕▽澤見竜子▽
北垣明芳▽商工会女性部養父支
部▽吉井優太郎▽株NEOMA
X近畿▽養父公民館▽冠句やま
ざと▽養父市教育委員会▽伊藤
かをる▽早田嘉代子▽岩花元子
▽吉崎千枝子▽尾崎たか▽小泉
智恵子▽草薙真龍▽小林尊子▽
山本政子▽大屋診療所▽上垣す
みゑ▽市山弥生▽衣川正義▽タ
ムラ電器商会▽夏梅一▽千葉孝
子▽田村かめの(川崎市)▽山本
律子(川崎市)▽山谷菜々海▽竹
山美沙子▽藤川満子▽関宮中学
校▽西村重子▽匿名22名

●●職員人事のお知らせ●●

6月1日付で、異動した
職員の異動先を紹介します。

【総務課】

○養父支部
【地域福祉課】
主任 岩谷 進一

○関宮通所介護事業所
管理者(兼)生活相談員
森本みゆき
○居宅介護支援事業所
介護支援専門員
小野山 輝美

〔順不同 敬称略〕

6月1日付で、異動した 職員の異動先を紹介します。	○関宮通所介護事業所 管理者(兼)生活相談員 森本みゆき
○居宅介護支援事業所 介護支援専門員 小野山 輝美	○居宅介護支援事業所 介護支援専門員 小野山 輝美

集まれ！支部社協

八鹿支部

養父市八鹿町下網場320 地域交流センター「福祉の杜」 TEL : 662-8080 FAX : 662-0161

子どもたちに自然とふれあいながら遊び、色々な事を学んでほしい。多くの人が集い交流できる場を作りたいと考え、ボランティアグループ「まごころクラブ」は季節ごとに但馬長寿の郷での催しを企画・運営しています。



▲大きなシャボン玉づくりに挑戦する参加者（＝5月6日、但馬長寿の郷ふるさと庵前）

5月6日には、但馬の人たちだけでなく、帰省中の家族にも近場でのんびり過ごしてほしいと「端午の節句」イベントを開催し、市内外から230人が参加しました。

今年は、子どもたちが自然の中でののびのびと遊ぶ場を提供する「子どもの冒険ひろば」を行っている養父市社協と、やしろジッパー（豊岡市日高町）も協力団体として参加しました。

子どもたちは、自然とふれあいながら遊び、色々な事を学んでほしい。多くの人が集い交流できる場を作りたいと考え、ボランティアグループ「まごころクラブ」は季節ごとに但馬長寿の郷での催しを企画・運営しています。

ゴーラーデンウェイーク中の5月6日には、但馬の人たちだけではなく、帰省中の家族にも近場でのんびり過ごしてほしいと「端午の節句」イベントを開催し、市内外から230人が参加しました。

中川博雄会長（上網場）は「参加者の笑顔が励みになります。参加協力してくれたボランティアのおかげで、家族で楽しめるイベントになりました。これからもお互いに協力しながら地域の活性化に務めたいです」と話していました。

家族で遊んだ「端午の節句」まごころクラブのイベント

養父支部

養父市広谷251-1 TEL : 664-1142 FAX : 664-2181

周知するため、隣保ごとに設置されている16人の福祉委員がチラシの配布を担当。参加の呼びかけと安否確認を兼ねて全世帯に手渡しで届けたところ、当日は子どもから高齢者まで約70人の参加者で賑わいました。

喫茶の開催を広く区民に周知するため、隣保ごとに設置されている16人の福祉委員がチラシの配布を担当。参加の呼びかけと安否確認を兼ねて全世帯に手渡しで届けたところ、当日は子どもから高齢者まで約70人の参加者で賑わいました。

70人が参加

広谷区ふれあい喫茶 体操をおして異世代が交流

新聞チラシを丸めてやぶからぼうたいその棒をつくり、出来上がった棒を使い体操をして交流しました。参加者の安立久子さんは「子どもたちとふれあえて楽しかったです。次もぜひ参加したいです」とうれしそうな表情。

福祉委員の谷口貴浩さんは「普段仕事をしているので地域の人と話す機会がありありませんが、今日はいろいろな人と会話ができました」と話していました。民生委員・児童委員の折杉重広さんは「今後は区民の一芸を披露する機会をつくったり、区内の若者グループに協力を呼びかけたりして、明るいまちづくりに貢献できれば」と語っていました。

information

大屋支部

養父市大屋町加保678-1 大屋保健センター内 TEL：669-1598 FAX：669-0093



▲ボランティアの意見をもとに事業を計画します(=5月8日、大屋保健センター)

大屋支部ボランティアステーションに登録しているボランティアは14グループ157人、個人ボランティア12人であわせて169人です。地域に根ざした活動を展開しています。

5月8日、大屋保健センターで今年度最初のボランティア連絡会議を開催し、グループの代表11人が出席しました。

この会議は、ボランティア事業についての企画・運営

活動の啓発、グリー・プ間の情報交換などを目的に年4回開催しています。当日は、各グループの活動を発表した後、役員の選任を行い、7月のひとり暮らし高齢者友愛訪問を中心とした年間計画について協議しました。

情報交換では「ボランティアの高齢化の中で、自分たちの出来ることを負担のかからない程度で活動する」「地域でサロンをするが、男性の参加が少ない。男性も出やすい内容を考えたり、力になつてもらつたりすることも必要」など様々な意見が出ました。

養父市ボランティア市民活動センター運営委員に就任した佐野やすよさん（糸原）は「会員同志の絆を大切にして、地域福祉のために笑顔で活動したいです」と抱負を述べていました。

閑宮支部

養父市関宮193 関宮ふれあいの郷内 TEL：667-3248 FAX：667-3351

別宮区では、ボランティアや福祉委員が中心となって、年間4回のふれあい喫茶と3回の食事会を行つており、今年で5年目になります。

5月31日、地区「ふれあいセンター」で「開店」したふれあい喫茶には24人が参加。受付で200円を払つた参加者は、早速隣の人とおしゃべりを始めます。

テーブルには袋詰めされたお菓子と、スタッフ手作りのふきの砂糖煮が並び、参加者がコーヒー・やこ・ふ茶を注文すると和やかな雰囲気になりました。

「ひとりで家にいてもつまらない。ここでおしゃべりや、歌、ゲームなどをして過ごすのは楽しい」「ボランティアさんがよくしてくれるのでありがたい」と参加者の声。

A black and white photograph showing a group of elderly women sitting at a long, low table in what appears to be a community center or老人会 (Older Persons' Association) meeting room. They are all wearing aprons and seem to be waiting for their meal. The woman in the foreground is looking down at her plate. The women are dressed in casual clothing, including blouses, jackets, and a patterned dress. The room has large windows in the background.

絆を大切に、地域に根ざした活動を
ボランティア連絡会議開催



区民が集う「ふれあい喫茶」別宮店



～介護福祉課からこんにちは～

介護保険法の改正について

No.14



平成24年4月から新しい介護保険制度がスタートしました。今回の改正は、急速に高齢化が進むなか、医療の必要性が高い高齢者や重度の要介護者の増加、ひとり暮らし世帯の増加、介護人材の確保など、今後予想されるさまざまな課題へ対応するためのものです。

そのポイントは…

- ① 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、
- ② 医療、介護、予防のみならず、さまざまな福祉・生活支援サービスが、身近な地域内で切れ目なく提供される体制=『地域包括ケアシステム』の実現

をめざしたものです。

地域包括ケアの実現には、介護保険サービス、医療サービス、成年後見等の権利擁護、住居の保障、低所得者支援などの公的な福祉サービスのみならず、見守りや地域のサロン活動、助け合い活動などの住民によるつながりや支えあい、住民と関係機関の協働が必要です。

養父市社協が行う各介護保険サービスも、地域のみなさんや、関係機関と連携を取りながら進めています！

いろいろ
協力します。
利用者の方と一緒に
できるところ



～訪問介護事業所～

訪問介護のサービス内容は、入浴・排泄・食事介助などの身体介護、買い物・調理・掃除等の生活援助を行います。

住みなれた我が家での暮らしを支えるため、利用者の方の状態にあわせて必要な部分をお手伝いします。

►プランターでの田植え



～デイサービスセンター「ふれあい」(大屋)

・関宮通所介護事業所～

営業時間を9時～16時30分に変更します。

(時間延長のサービスについてはご相談に応じます。)

生活機能訓練を重視し、楽しみながら、いろいろな活動を行っていただきます。



▲利用者さんと家族の方、各サービス担当者が話しあい、介護の計画を立てていきます。

～福祉用具事業所～

個別計画をつくり、新しい用具にも対応します。

～居宅介護支援事業所～

自立支援を目標にケアプラン（介護計画）を作成します。（お気軽にご相談ください）

【お問い合わせ】**養父市社会福祉協議会 介護福祉課**

電話：662-0666 FAX：662-0667

総合相談所のご案内

いずれも相談無料

心配ごと相談・結婚相談

13:30～16:00

身の回りの困りごとや結婚に関する相談はありますか？

- ◆ 6月22日(金) 関宮ふれあいの郷
- ◆ 7月6日(金) 地域交流センター「福祉の杜」
- ◆ 7月13日(金) 社協養父支部
- ◆ 7月20日(金) 大屋保健センター

弁護士による無料法律相談

13:30～16:30

先着6人の予約制となっていますので、事前に電話でお申し込みください。

- 期 日 平成24年7月18日(水)
- 場 所 社協養父支部
- 相 談 時 間 1人30分程度
- 申しこみ先 養父市社協本部 電話 662-0160

くらしの法律相談

8:30～17:00

消費者被害や訴訟問題、成年後見制度、福祉サービス利用援助事業などの相談を社協窓口で受け、担当弁護士に伝えて問題解決のお手伝いをします。

相談は、毎週月～金曜日までの常時、本部及び各支部で受付けています。

教えて弁護士さん！



第62回 「入れ墨」のはなし

Q 最近、入れ墨について色々と話題になっていますが、そもそも、入れ墨を入れること自体を取り締まることはできないのでしょうか。

温泉などでは入れ墨のある人の入場を禁止するなどしていますが、入れ墨に関する法律があるのでしょうか。教えて下さい。

A まず、入れ墨を入れること自体を禁止する法律は、戦前はあったようですが、現在ではありません。ですので、入れ墨を入れただけで処罰されるということはありません。

しかし、入れ墨は人の皮膚に針などを使って色素を入れるものですから、無理矢理に入れ墨を入れた場合には傷害罪に該当することもありますし、このように危険を伴う行為であるため、医師免許を持っていない人が業務として行った場合、医師法違反として取り締まられることになります。

また、本人が同意していた場合であっても、青少年の育成・保護のため、少年に入れ墨を入れることを禁

止しており、さらに、入れ墨を入れるよう強要したり勧誘したりすることも禁止し、罰則も設けています。

この法律は、暴力団員に対する法律ですが、その他にも、各地方自治体の条例において、青少年に対し入れ墨を入れることを禁止する規定を設けているところがあり、これに違反すれば処罰されます。

これらの法律や条例は、いずれも入れ墨を入れる行為を行った者を処罰するものであり、入れ墨を入れてもらった者を処罰するものではなく、実際にそのような法律などはありません。

ただ、最近では、プールや温泉、公衆浴場などの場所において入れ墨のある者の入場が拒否される場合も増えてきています。これは、入れ墨のある者が暴力団員であると認識されることが多いのです。

そして、神戸市の須磨海岸では、条例によって、入れ墨などを公然と人の目に触れるようにすることを禁止しています。

このように、現在の社会では、入れ墨があることで就職などにおいて不利益を受ける場面がたくさんありますし、除去するためには多額の費用が必要となってしまいますから、決して、安い気持ちで行うべきではありません。

S I N 法律労務事務所 弁護士 福島 健太



この広報誌は共同募金配分金が使われています。